

議案第95号

にこにこ地域づくり基金条例の制定について

にこにこ地域づくり基金条例を別紙のように制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市内10地区において、地域が主体となったまちの活性化を図ることを目的とする基金を設置するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

にこにこ地域づくり基金条例

(設置の目的)

第1条 勝山市内10地区において、地域が主体となったまちの活性化を図るため、にこにこ地域づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額及び各地区への配分)

第2条 基金の額は、252,500,000円とする。

2 基金の各地区への配分は次のとおりとする。

地区	人口(令和3年12月31日現在)	均等割	人口割	配分額
勝山	8,704人	12,125,000円	47,658,960円	59,783,960円
猪野瀬	1,780人	12,125,000円	9,746,432円	21,871,432円
平泉寺	994人	12,125,000円	5,442,671円	17,567,671円
村岡	4,045人	12,125,000円	22,148,494円	34,273,494円
北谷	90人	12,125,000円	492,797円	12,617,797円
野向	609人	12,125,000円	3,334,594円	15,459,594円
荒土	1,873人	12,125,000円	10,255,656円	22,380,656円
北郷	1,668人	12,125,000円	9,133,174円	21,258,174円
鹿谷	1,665人	12,125,000円	9,116,747円	21,241,747円
遅羽	716人	12,125,000円	3,920,475円	16,045,475円

コミュニティーセンター加算	5,000,000円×2地区			10,000,000円
計	22,144人	121,250,000円	121,250,000円	252,500,000円

3 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は減少して取りくずしすることができる。

4 前項の規定により積立て又は取りくずしが行われたときは、基金の額は相当額増減する。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、勝山市一般会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。